

大阪市監査委員	森	伊 吹
同	森	恵 一
同	杉 村	幸 太 郎
同	森 山	よ し ひ さ

令和 4 年度監査委員監査結果報告の提出について

(貸付金に関する事務)

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条の規定による監査を実施し、その結果に関する報告を次のとおり決定したので提出する。

第 1 大阪市監査委員監査基準への準拠

貸付金に関する事務に対する当該監査は、大阪市監査委員監査基準に準拠して実施した。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づく財務監査

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づく行政監査

第 3 監査の対象

1 対象事務

貸付金に関する事務

- ・ 主に令和 3 年度における事務を対象とした。

2 対象所属

危機管理室、市民局、福祉局、こども青少年局、教育委員会事務局

第4 監査の着眼点

監査の実施に当たり、重要リスク及び監査の着眼点を次のとおり設定した。

重要リスク	着眼点	監査の結果
(1) 貸付金・未収金の管理が適正に行われないリスク	ア 法令・要綱等に基づいた事務となっているか。	指摘事項5
	イ 貸付台帳等は整備されているか。	—
(2) 返還金及び延滞(遅延)損害金の調定が適正に行われないリスク	ア 調定時期、金額は適切か。	—
	イ 延滞(遅延)損害金は、適正に徴収されているか。	指摘事項1
(3) 未納者に対する督促等が適切に行われないリスク	ア 督促等の手続は適正に行われているか。	指摘事項2 指摘事項3 指摘事項4
(4) 不納欠損処分が適正に行われないリスク	ア 不納欠損処分は適正に行われているか。	—

(注) 監査の結果欄の「—」の項目については、今回の監査の対象範囲において試査等により検証した限り、指摘に該当する事項が検出されなかったことを示すものである。

第5 監査の主な実施内容

監査手続は試査を基本とし、質問・閲覧等の手法を組み合わせ、書面の提出により実施した。

第6 監査の結果

第1から第5までの記載事項のとおり監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることがおおむね認められた。

ただし、是正又は改善が必要な事項は次のとおりである。

1 遅延損害金の請求については是正を求めたもの

【福祉局に対して】

本市が有する債権は、公法上の債権と私法上の債権に分類され、貸付金は私法上の債権に該当する。

私法上の債権につき、納期限を過ぎて納付があった場合、民法上の法定利率による「遅延損害金」、もしくは約定利率による「延滞損害金」を請求することになる。

また、財政局策定の債権管理の手引きによれば、延滞金等^(注)の納付を求める目的は、期限までに納めた者との公平性を図ることと、延滞金等の発生を伝えることにより、納期限まで、又は納期限後の少しでも早い納付を促すことにあるとされている。

(注) 延滞金、遅延損害金及び延滞損害金

しかし、今回の監査において、福祉局所管の同和更生生業資金貸付金、出産費資金貸付金、及び高齢者住宅整備資金貸付金について確認したところ、当初の借受証書に大阪市財産条例（昭和 39 年規則第 17 号）に基づき延滞損害金を請求する旨を記載していなかったことから、民法上の法定利率による遅延損害金を請求すべきところ、請求していなかった。

これは、遅延損害金を徴収するための仕組みがなく、当該貸付金の回収を確実に行うことを優先していたことが原因である。

現状では、遅延損害金の納付を求めないことにより、期限までに納めた者との公平性を図れないリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 1]

福祉局は、同和更生生業資金貸付金、出産費資金貸付金及び高齢者住宅整備資金貸付金につき、債務者が償還期限までに貸付金を償還しない場合、遅延損害金の請求について、適宜リーガルチェック等も踏まえた上で適切に対応されたい。

2 分納誓約書の年度更新について是正を求めたもの

【福祉局に対して】

財政局策定の債権管理の手引きには、次のように記載されている。

- ・ 分納誓約の手続において、本来、分納誓約は、法律上の根拠はなく、無制限に承認しては、履行延期の特約等の要件を定めた地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）の趣旨に反する恐れがある。
- ・ 必ず、収入・資産・負債・特別な事情の有無などの状況を具体的に聴取したうえ、その裏付けとなる資料の提出を求め、分割納付をすることが客観的・合理的にみて徴収上有利といえる場合にのみ、分割納付を認めるべきである。
- ・ 未収金発生抑止の点からは、年度内に完納となるような計画とするのが望ましいが、債務者の資力によっては、納付計画が長期に及ぶこともある。そのような場合、債務者や同居の家族の収支がこの先も一定とは限らないので、原則 1 年ごとに分納誓約書の更新、提出を求めること。

しかし、今回の監査において、福祉局所管の介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について確認したところ、分割納付をしている債務者から 1 年ごとに分割納付誓約書の提出を求めていなかった。

これは、債権管理の手引きが所属内において正確に周知徹底されていないこと、及び手引きが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、債務者の資力を定期的に把握しないことにより、支払いが可能であるにもかかわらず完納が遅くなるリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項2]

福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について、債務者に原則1年ごとに分納誓約書の提出を求められたい。

3 分納誓約書の記載内容について是正を求めたもの

【福祉局に対して】

財政局策定の債権管理の手引きには、次のように記載されている。

- ・ 本市の都合により一括弁済を求める場合があり得ることを債務者に説明し、その旨分納誓約書に明記しておいてもらうべきである。
- ・ 延滞金等が発生している場合、延滞金等の存在を明示した分納誓約書を作成してもらう。
- ・ 一括弁済を求める場合があり得ることを記載するのは、債務者に緊張感を与え、納付計画の履行を促すためである。また、延滞金等に関する事項を記載するのは、後のトラブルを回避するためである。

しかし、今回の監査において、福祉局所管の介護福祉士等修学資金貸付金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について確認したところ、債務者から提出された分割納付誓約書には、一括弁済を求める場合があり得ること、及び延滞金等に関する事項の記載がなかった。

また、福祉局所管の高齢者住宅整備資金貸付金について確認したところ、債務者から提出された分割納付誓約書には、延滞金等に関する事項の記載がなかった。

これは、債権管理の手引きが所属内において正確に周知徹底されていないこと、及び手引きが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、次のようなリスクがある。

- ・ 納付計画どおりに履行されないリスク
- ・ 延滞金等については、債務者と後のトラブルとなるリスク

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項3]

福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、介護福祉士等修学資金貸付

金、同和更生生業資金貸付金及び出産費資金貸付金について、分割誓約書に一括弁済を求める場合があり得ること、及び延滞金等の存在を記載されたい。

また、高齢者住宅整備資金貸付金について、分割誓約書に延滞金等の存在を記載されたい。

4 所在調査及び財産調査の実施については是正を求めたもの

【福祉局に対して】

地方自治法施行令第 171 条の 5 には、普通地方公共団体の長は、債権で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されないものについて、債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用を超えないと認められるときなどには、以後その保全及び取立てをしないことができる旨が定められている。

また、大阪市未収債権管理事務取扱規則（平成 20 年規則第 47 号）第 8 条には、徴収停止の措置を講じた後、当該措置に係る債権が地方自治法施行令第 171 条の 5 各号のいずれにも該当しなくなったときは、直ちにその措置を取りやめなければならない旨が定められている。

これらを受けて、財政局策定の債権管理の手引きには、徴収停止を行った後でも、定期的（原則 1 年ごと）に調査を行うことを記載している。

しかし、今回の監査において、福祉局所管の出産費資金貸付金について確認したところ、徴収停止している案件について 1 年ごとに所在調査や財産調査を行っていないことがあった。

これは、債権管理の手引きが所属内において正確に周知徹底されていないこと、及び手引きが適切に運用されるための仕組みが不十分であることが原因である。

現状では、財産調査等を怠ることにより徴収停止を無制限に認め続けることで、資産状況や収入状況が変動し、支払いが可能となった債務者からの納付が遅延するリスクがある。

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 4]

福祉局は、債権管理の手引きを所属内に周知徹底を行った上で、出産費資金貸付金について、原則 1 年ごとに所在調査や財産調査を行い、徴収停止措置が適正なものかどうかを判断されたい。

5 支払猶予審査について改善を求めたもの

【危機管理室に対して】

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）第 13 条には、災害その他政令で定めるやむを得ない理由により、災害援護資金の貸付けを受けた者が、支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、支払金の支払いを猶予することができることと定められており、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第 12 条には、上記の「政令で定めるやむを得ない理由」は、盗難、疾病、負傷その他市町村がや

むを得ないと認められる事情があることとする旨が定められている。

また、危機管理室が策定している大阪市災害援護資金貸付金事務処理要領によれば、一時的に納付が困難な場合は、財政局が策定している大阪市債権管理の手引きの徴収猶予の要件（国税通則法〔昭和 37 年法律 66 号〕第 46 条第 2 項各号）に該当するかを審査し、該当する場合は、支払猶予申請書を受領し、支払猶予承認通知書を交付するとされている。

しかし、今回の監査において、危機管理室の災害援護資金貸付金について確認したところ、次のようなことが生じていた。

- ・ 危機管理室によれば、償還金の支払猶予決定について、私法上の債権である災害援護資金貸付金は、地方自治法施行令第 171 条の 6 第 1 項に規定されている履行延期の特約の各号いずれかに該当することを判断の要件としているとのことであったが、大阪市災害援護資金貸付金事務処理要領には、強制徴収できる公法上の債権である国税の規定が記載されている。
- ・ いずれの要件に該当しているかの判断を行ったことがわかる決裁がなかった。
- ・ 支払猶予申請を行った者について、支払猶予承認通知書を交付していなかった。

これらの原因は次のとおりである。

- ・ 引用すべき条項が誤っていたことから、履行延期の特約等にある「無資力又はこれに近い状態にあるとき」という要件が、要領上で整理されていないこと。
- ・ 要領が正確に周知徹底されていないこと、及び要領が適切に運用されるための仕組みが不十分であること。

現状では、次のようなリスクがある。

- ・ 支払猶予を適切に承認したことについての説明責任が果たせないリスク
- ・ 債務者が支払猶予の内容を認識できないリスク

したがって、以下のとおり指摘する。

[指摘事項 5]

危機管理室は、要領において、償還金の支払猶予に係る適切な要件を整理し、明確にされたい。また、要領の内容について周知徹底を行った上で、適切な審査が行われ、支払猶予承認通知書が漏れなく債務者に交付される仕組みを構築し、実施されたい。

第7 その他

留意すべき事項

今回の監査結果では、福祉局所管の貸付金について、遅延損害金の請求、分納誓約書の記載内容の整備や年次更新、所在調査及び財産調査の実施について指摘している。これらは既存の貸付金についての指摘であるが、今後新たに福祉局において貸付を実施する際に、同様の事態が生じることのないよう、債権管理の手引きに基づいた債権管理の徹底を図られたい。